

森林法第68条第2項の規定により

令和3年度 第1回和歌山県森林審議会森林保全部会進行

日時：令和4年3月25日（金）13：30～15：00

場所：和歌山県薬剤師会館 2階 中会議室

【開 会】

石橋副課長
(以下「司会」)

定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回和歌山県森林審議会森林保全部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の石橋でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の泉清久からご挨拶申し上げます。

局 長

本日、森林審議会森林保全部会の開催にあたり、委員の皆様方におかれましては、年度末のご多忙な中にも関わらず、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、平素から県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、委員の皆様もご存じのとおり、森林経営管理法が施行され今年の3月末で3年が経過することとなります。

県内の市町村におけるこれまでの取り組みとしましては、意向調査や森林整備を中心に実施されており、この制度の本来の趣旨である適正な森林管理の推進に向けた取組となっております。

実績はといいますと、令和2年度までの累計で、意向調査面積では北海道、徳島県に次いで全国で3位、経営管理権集積計画の策定面積は5位、市町村森林経営管理事業の実施面積は6位となっており、各市町村で着実に進めていただいているところです。

その一方で、1月末に、令和元年～2年にかけて市区町村に配分された森林環境譲与税の54%が未使用で基金に積み立てられているといった新聞報道がなされ、また、今月14日にも全国紙に同様の報道がなされるなど、その森林環境譲与税の活用状況について、世間の目が厳しくなっている状況

にあります。

県内市町村の基金積立率はといたしますと、この報道にあった全国平均の54%を上回る、62%となっておりますが、令和4年度は間伐等の森林整備や木材利用が増加する見込みで、基金積立率は13%と大幅に減少する見込みとなっております。

引き続き、市町村との連携を密にして、森林環境譲与税の活用促進に取り組んで参る所存です。

本日は、印南町において有限会社エコファームわかやまが実施します農地の造成を目的とした林地開発行為の新規許可案件について、ご審議をいただくこととしております。

また、みなべ町において株式会社池田土木が実施します農地の造成を目的とした林地開発行為について、新規許可案件の事後報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。
- 委員でございます。

なお、■ 委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

林業振興課 課長の小川泰典です。

森林整備課 課長の田中雅道です。

林業振興課 計画班長の西弥生です。

森林整備課 治山班長の太田和樹です。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・ 配布資料一覧
- ・ 次第

- ・委員名簿
- ・配席図
- ・審議事項「林地開発行為の許可に関すること
について（新規許可）」
- ・報告事項「林地開発行為の許可に関すること
について（新規許可事後報告）」最後に
- ・森林審議会関係法令等

でございます。

資料に不足等はございませんか。

なお、事前に送付しました審議事項の資料に一部修正がございましたので、修正内容につきましては、議事の中でご説明致します。

それでは、和歌山県森林審議会森林保全部会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」の1ページをご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く。」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

森林法施行令第7条第1項において、「都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。」とされております。次に4ページをご覧ください。

森林保全部会設置要綱第2条第2項に基づき4つの事項について審議することができるとされています。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の変更に関すること。
- ・森林の土地の保全に関すること。
- ・保安林の指定の解除に関すること。

そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林等に関すること。

などでございます。

なお、部会の審議結果は、次回の和歌山県森林審議会において報告することとなっております。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

司 会

本日の議事は、

「(1)林地開発行為の許可に関することについて(新規許可)」
「(2)林地開発行為の許可に関することについて(新規許可事後報告)」 となつてございます。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第2条に基づき、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条を準用して、
■■■■部会長にお願い致します。

■■■■部会長、よろしくお願い致します。

■■■■部会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました渡辺でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

それでは、■■■■委員と■■■■委員をお願いをします。

議 長

【議事1】

続きまして、審議事項「(1)林地開発行為の許可に関することについて(新規許可)」に移ります。当局から説明をお願いします。

森林整備課長

森林整備課長の田中でございます。よろしくお願い致します。
林地開発許可の事案説明に入ります前に、現状についてご説明させていただきます。

林地開発許可制度につきましては、昭和49年の森林法改正による運用開始から半世紀近くが経過し、これまで本県では、約2,522ヘクタール、件数にしまして148件の事案について、その都度、森林審議会のご意見を賜りながら、許可をしてきてございます。

林地開発許可申請は、その時代の景気や社会情勢を反映してございまして、バブル期にはゴルフ場や宅地造成等の大規模な開発が多く、バブル崩壊後は、新規案件が少なくなりましたが、平成24年7月からスタートしました再生可能エネルギー

森林整備課長

ギ一固定価格買取制度の影響で、太陽光や風力等の発電施設に係る案件が近年まで増加しているところでございます。

中でも太陽光発電施設につきましては、開発面積が大規模化し、周辺への影響も大きいことから、本県では、平成30年3月22日に「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」を施行し、太陽光発電に係る開発が適切な基準に従って行われるよう、取り組んでいるところでございます。

また、去る令和3年7月には、静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生するなど、近年、各地で局地的な豪雨が頻発し、被害を招いていることから、国では盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」を令和4年3月1日に閣議決定されたところであり、県といたしましても、林地開発許可制度の事務に当たっては、より一層の適正な実施を心がけているところでございます。

さて、本日は、ご審議いただきたい事案が1件、ご報告させていただく事案が1件でございます。

具体的な内容につきましては、治山班長の太田からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

森林整備課
治山班長

森林整備課治山班長の太田でございます。よろしくお願い申し上げます。

先ず最初に、大変申し訳ありませんが、資料の修正がございました。

これについて先にご説明いたします。

新たに配布しました資料をご覧ください。

5ページ開発計画の概要になります。左上の表に凡例、面積とありますが、うち森林の項目を付け加えさせていただきました。

続いて、7ページ災害の防止につきましては、各施設の延長等について追記させていただきました。

次に、8ページの断面図につきましては、新たに追加させていただきました。

次の9ページの水害の防止ですが、ネック点の写真等追加させていただきました。

続いて10ページの水害の防止の図面右下になりますが、流量の具体的数字を記載させていただきました。

最後に、11ページの水の確保につきまして、3つある説明文のうち一番上の『沈砂地の設置・・・』という一分を追記させていただきました。

申し訳ありませんが、この修正した資料で説明させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、最初の1ページ、「林地開発許可制度の概要」についてより、ご説明させていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。となっております。

また、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があった場合の4つの許可基準が定められており、

具体的には、一つ目の災害の防止対策としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること。

3つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがあることの4つの要件があり、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。となっております。

ここから、本日の森林審議会に諮問しております、林地開発許可申請の新規事案の概要について、ご説明させていただきます。

まず、開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明いたします。

当該事案は、有限会社エコファームわかやまによる、印南町大字羽六字白木谷地内における農地造成を目的とした開発案件となっております。

申請地は、印南 I C から北東側約 4 km の、印南町大字羽六字白木谷地内の森林区域に位置します。

申請地に隣接して県道古井西の地線が南北に走っているととも、これに平行して切目川が流れています。

次に申請地の概要をご説明します。

事業区域面積は 18.0516 ha、そのうち、開発森林面積（許可面積）は 10.8172 ha となっています。

次に森林の状況について、ご説明いたします。

申請地の森林の現況としては、スギ・ヒノキから成る人工林が約 8 割を占めており、残り 2 割はコナラ・シイ等の広葉樹で占められています。

こちらが土地利用計画図になります。

紫色で囲んだ部分が県道古井西の地線に接続する新設の道路となっています。

黄色で囲んだ部分が公共工事の残土処分による造成地となっており、緑色の部分は盛土法面で張芝により緑化する計画となっています。黄色の部分は平場となり、土地所有者である羽六区自治会が農地（桑畑）として利用する計画となっています。

また、造成地の流末には沈砂機能を備えた防災調整池が、新設道路の流末には沈砂池が配置される計画となっています。

それでは、許可基準に関する 4 要件について、ご説明させていただきます。

まず最初に、災害の防止に関する観点で、土砂流出防止対策についてご説明いたします。

図面の黄色で囲んだ箇所が公共工事の残土処分による造成地となります。

盛土最下部に擁壁を設置し、適切な間隔に小段を設けながら盛土していく内容となっているほか、盛土内の暗渠排水施設は十分な排水ができる規格となっています。

また、盛土法面にも排水施設の設置が適切に計画され、豪雨に対する安全率は 1.2 倍以上を確保しており、盛土全体の安定が図られる内容となっております。

さらに、造成地の流末には、容量 1096m³ の沈砂機能を有した防災調整池を設置する計画となっており、下流への土砂流出の防止、災害の防止を図る計画となっております。

これは、造成地の縦断図となります。

盛土部は2割の勾配で、適切な間隔に小段を設けながら盛土をし、盛土内の暗渠排水施設の設置、盛土法面にも適切に排水施設の設置が計画されており、盛土全体の安定が図られる内容となっております。

なお、最大盛土高は56.18mで、安定計算により安全率が1.2以上あることを確認しております。

以上から、災害の防止要件については確保されていると判断しました。

次に、水害の防止対策についてご説明いたします。

まず、流域と流下方向についてですが、申請地を含む流域は白木谷川に流下し、NO.1で切目川に合流した後、海へと流下していきます。

今回の申請に伴い、白木谷川を管理している印南町や切目川を管理している和歌山県県土整備部と地点選定協議した結果、開発による一番影響を受ける地点（ネック点）として、切目川と白木谷川が合流するNO.1の地点より約250m上流の白木谷川P19地点であることを確認しています。

水害の防止対策としては、ネック点であるP19地点において、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下することができるよう、申請地内に防災調整池を設置する計画となっております。

こちらが、今回設置予定されている防災調整池（コンクリート堰堤）の図面です。

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、開発前流量6540m³/sを開発後の流量として6448m³/sまで落として放流する構造としています。

また、コンクリート堰堤の延長は約29mで、高さは5.5mとなっております。

なお、防災調整池の容量は3721m³、想定される貯留量は約2268m³と約1.6倍の容量となっており、基準を満たした計画

森林整備課
治山班長

となっています。

以上から、水害の防止要件も確保されていると判断しました。

続きまして、水の確保に対する計画についてご説明します。
土砂の流出による水質の悪化を防止するため、沈砂池の設置や森林の残置等が適切に行われております。

また、当該申請地の森林に水源依存する農地が下流域にあることから、水利権者に対し事業説明を行い同意も取得しております。

なお、下流に流下させるにあたり、切目川漁業協同組合、羽六区の同意も併せて取得しています。

以上から、水の確保に係る要件も満たされていると判断しました。

最後に、環境の保全に対する計画についてご説明いたします。

周辺森林への影響を考え、申請地内の周辺部におおむね30mの残置森林が配置されており、森林率も許可基準値である25%以上の36.97%が確保されています。

以上から、環境の保全の要件も確保されていると判断しました。

このように「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可要件で審査を行った結果、当該申請は適正で、関係市町村である印南町長の意見も「適」となっていることから、許可相当であると判断しております。

以上で、本日の森林審議会に諮問しています林地開発の新規許可事案に係る説明を終了させていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【質 疑】

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の■■■■委員からご意見はいただいております。

議 長

改めまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等はありませんか。

■ 委員

8ページの縦断図ですけども、縦の緑色の線は何を示しているのか？

森林整備課
治山班長

暗渠管になります。縦に入っているのは立坑といって、水を落とすパイプとなっています。

■ 委員

横に走っている線は何でしょうか。

森林整備課
治山班長

暗渠排水管といい、工事中に水が染み込んだりした時に排水するパイプとなっております。

穴の開いた構造になっており、地中の水を集めて外に出します。

■ 委員

そうしますと、全部盛土ですね。

森林整備課
治山班長

そうです。

■ 委員
議 長

そうしますと、擁壁のように段階的に止めることはしないということですか。

森林整備課
治山班長

はい。

■ 委員

桑畑になるということですが、桑の場合は農薬や肥料等ほどの程度使われるのでしょうか。
何か情報があればお願いします。

森林整備課
治山班長

情報は持ち合わせておりませんので、調べて報告します。

■ 委員

環境への影響という観点からは、今回検討して頂いた部分だけではなく下流の水質という様なものも検討しておかないといけないと感じましたので、桑畑であれば大丈夫とは思いますが

が、これだけ大掛かりな工事で、桑畑で採算が合うのか懸念があります。

例えば工事が途中で終わって、中途半端な状況で放置される等、その様な事が無いようにして頂きたいと思います。

森林整備課
治山班長

最終的には桑畑になりますが、公共残土を受け入れて工事は進められますので、その辺りの採算性は十分検討されていますので、資金面で工事が止まるということはないと考えています。

議長

今回、この縦断図を資料として加えて頂き、非常に分かりやすい。

なお、本日欠席の■■■■委員からは、特に意見なしと聞いております。

■■■■委員

5ページの写真で、現況でコナラ、シイの天然林がありますが、ご存知の様にナラ枯れのカシノナガキクイムシが入っておりますので、開発の際には虫の出てくる時期である6～7月は伐採を避けて頂けますようお願いいたします。

やむを得ずその時期に伐採する際には、伐採木は適切に処分して頂きたいです。

森林整備課
治山班長

業者にはその旨をお伝えします。

■■■■委員

7ページ 災害の豪雨に対して、1.2倍の降水量とは具体的にはどれくらいでしょうか

森林整備課
治山班長

30年確率雨量というものをを用いております、時間雨量146mm程度を想定して計算しております。

■■■■委員

10ページの一番下に、開発前流量が6.54、開発後流量が6.44で、裸地的になるので、時間あたりに流れる量が減るというよりは、むしろ増えていると思いますが、その様なことはありませんか。

森林整備課
治山班長

開発後の水を貯める能力を計算しまして、開発後のほうが、出ていく量が多くなるので、その様な形にはなりますが、こちらの調整池の方で、一回貯めて、出ていく量を絞っており、溢れた分だけ出ていく形になります。

委員

急峻地での大規模な盛土の事例というのは、この様な事例は他にもあるのでしょうか。

森林整備課
治山班長

これくらいの規模のものは実際にあります。

議 長

他にございませんか。

【採 決】

無いようですので、適当と認めることにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

議 長

それでは「適当と認める」ことにします。
ということですので、事務局において手続きをお願いします。

議 長

【議事2】

続きまして、報告事項「(2) 林地開発行為の許可に関する
ことについて(新規許可事後報告)」に移ります。
それでは、当局から説明をお願いします。

森林整備課
治山班長

続きまして、本日の森林審議会に事後報告させていただきます、林地開発許可の1事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まず最初に、内規に定めた「一括事後報告によることができる事項」について、ご説明させていただきます。

和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきまし

では、一括事後報告によることができるものとされております。

まず、1番目として『開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のもの、又は開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の2割を越えないもの』

そして、2番目として『森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』とされております。

今回ご報告させていただきます1事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、事後報告とさせていただきます。

それでは、林地開発許可の事後報告事案について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まずは、開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明いたします。

当該事案は、株式会社池田土木による、みなべ町東岩代字中ノ谷地内における農地造成を目的とした開発案件となっております。

事業地は、みなべICから北西側約4kmの、みなべ町東岩代字中ノ谷地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して町道黒潮フルーツラインが東西に走っているとともに、南北には東岩代川が流れています。

次に事業地の概要をご説明します。

事業区域面積は18.4076ha、そのうち、開発森林面積（許可面積）は9.0332haとなっております。

開発地の森林の現況としては、スギ・ヒノキから成る人工林が3割を占めており、残り7割はシイ・ウバメガシ等の広葉樹で占められています。

なお、事業地には砂防指定地が含まれていたことから、事業者が和歌山県より行為の許可を受けております。

こちらが開発計画の概要になります。

建設残土等135万m³を受け入れ、約6haの農用地を造

森林整備課
治山班長

成する計画となっています。

次に防災計画の内容についてですが、開発地流末に沈砂機能付きの防災調整池を1基設置し、開発後のピーク流量を下流断面の流下能力以下にまで調整した後、東岩代川通じて海へと流下させる計画となっています。

また、調整池へは流入せず、直接下流へと流下する3箇所については、流末に沈砂地を設置し、土砂の流出防止を図る内容となっています。

なお、当計画では9,0805haの残置森林が配置される計画となっており、森林率が50.13%となり、基準である25%を大きくクリアしています。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。

先ず、「災害の防止」については、切土・盛土の勾配、土砂の流出、排水処理等が適切に計画されております。

また、「水害の防止」については、開発後のピーク流量を下流の流下能力を考慮した流量にまで調整するよう計画されております。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されております。

最後に、「環境の保全」については、残置森林が適切に配置され、森林率の基準も満足しており、林地開発許可における4要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和3年12月21日に許可を行いました。

以上で、本日の森林審議会にご報告させていただきます林地開発許可申請に係る事後報告事案のご説明を終了させていただきます。

【質 疑】

ただ今、当局から事後報告と言うことで報告がありました。委員の皆さまからご意見・ご質問をお願いします。

(質疑応答)

議 長

委員

教えていただきたいのですが、調整池がございますが、沈砂容量は年月が達ちますと上から流れてきて貯まってきますね。その辺の経過をお考えでしょうか。

森林整備課
治山班長

土が流れて埋まってしまうと想定されています。調整池には沈砂容量 2005m³ の沈砂容量がありますが、砂は貯まってきますので、年 2 回の浚渫を実施することとしています。

委員

年 2 回というのかなりな頻度のように思うのですが、それだけ出るということを想定されているということですね。

森林整備課
治山班長

基準に基づき、裸地の場合の ha 当たり 200~400m³ 出ることを想定した沈砂量としています。流れ出て溜まったら取るということで年 2 回としています。

委員

教えていただきたいのですが、事後報告とあるのですが、開発を始めてどれくらいの時点で報告されているのか、全部終わってからの報告となっているのか、年度内に報告という決まりになっているのか、その辺のことをおしえてほしい。

森林整備課
治山班長

いつ報告するとは、内規に書かれていないので、許可次第、次の審議会や保全部会で報告させていただいています。

委員

審議会の都度都度に報告ということになるのですね。

森林整備課
治山班長

そうです。

委員

4 ページの写真を見せていただきますと周辺が開発というか畑になっているのですが、梅畑になるのでしょうか。

森林整備課
治山班長

ほぼほぼ梅になるかと思えます。

委員

梅の大規模な団地というので、それはそれでいいのですが、今回の事後承諾の 10ha 以下というのがどんどん横に広がっていくと最終的には、大きな面積で森林が無くなるということに

なります。

少し大丈夫かなと心配しましたので、全体として影響があるのかどうか、次の機会にお話いただければと思います。

森林整備課
治山班長

林地開発において、総量規制という概念が存在していないため、その場所場所で適正な開発により要件を満たすものであれば許可せざるを得ないということになっています。なので、その場所場所できちんと審査していきたいと考えております。

議 長

その他にご意見・ご質問いかがでしょうか？

気候変動の関係で異常気象となったり、外来の害虫が発生したりと変わったことが起こるご時世ですので、委員の皆さまからご意見あればお願いしたいのですが、先ほどカノガ 勲氏の話をいただきました。委員いかがでしょうか。

委員

梅は死アツヤミ判のターゲットとなっていますので、和歌山は梅の栽培が非常に盛んな地です。2～3年前に大阪の方から県境を越えて死アツヤミ判が入ってきて、被害が発生してきています。和歌山県さんは、いろいろな取組をしていただけるとは思っていますが、注意して対応いただきたいと思えます。

議 長

事務局のご意見いかがですか。他にご意見ございませんか。無いようですので、本件につきましては、終わらせていただきます。

議事としては、以上で終わりです。

本日の審議結果は、森林法第68条第2項及び森林法施行令第7条第4項によりまして、和歌山県知事に答申します。また、森林保全部会の運営内規の第1条第2項により、次回の森林審議会では報告をさせていただきます。知事への答申に関しましては、私にご一任いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

議長

その他、森林・林業行政に関する事で、ご意見、ご質問等はありませんか。

議長

特にご意見ないようですので、これで、保全部会を終わらせていただきます。

委員の皆さまには長時間わたりご審議いただきありがとうございました。

また、会議の進行にご協力いただき、活発なご発言もいただき、ありがとうございました。

これで議長の職を終わらせていただきます。

司会

渡辺部会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、部会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■■■■委員と■■■■委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

【閉会】

以上をもちまして、本日の森林審議会森林保全部会は終了させていただきます。

司会

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。